第2次射水市行財政改革大綱

平成 22 年 12 月 射水市行財政改革推進本部

目 次

第 1	第2次行財政改革大綱の位置付け・・・・・・・・・・1
第 2	更なる行財政改革の必要性
1	これまでの取組2
2	本市を取り巻く環境 2
3	本市の財政状況・・・・・・・・3
第3	行財政改革の基本姿勢
1	目指すべき方向性 ・・・・・・ 9
2	行財政改革の基本方針・・・・・・・・・・9
3	行財政改革の体系・・・・・・・12
第 4	行財政改革の推進方法
1	第 2 次集中改革プランの策定 · · · · · · 13
2	推進期間 · · · · · · · 13
3	推進体制 · · · · · · · 13
4	進行管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 14

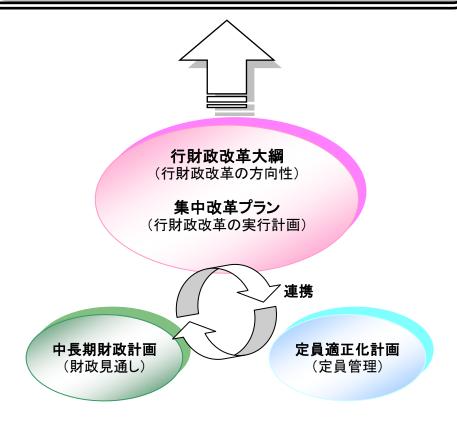
第1 第2次行財政改革大綱の位置付け

第2次行財政改革大綱は、本市の最上位計画である「射水市総合計画」を支える計画の一つであり、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、市民サービスの向上を図るために、これまでの組織や行政運営の在り方を根本から見直し、より一層の適正化・効率化を図っていくための方向性を示すものです。

なお、行財政改革の実行に当たっては、中長期財政計画や定員適正化 計画の推進と併せ、強力に進めていきます。

射水市総合計画

(将来像) 「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」



第2 更なる行財政改革の必要性

1 これまでの取組

本市では、合併後の新しいまちづくりに対応するため、平成18年度に行財政改革の指針となる行財政改革大綱と、その具体的目標を掲げた集中改革プラン(平成18年度~平成22年度)を策定し、簡素で効率的な行財政運営を目指し、積極的に行財政改革に取り組んできました。

これまで(平成22年4月現在)の主な取組としては、225件の市 単独補助金や71件の事務事業について見直しを図ったほか、新規採 用の抑制により146人(病院・消防を除く)の職員数を削減しました。

また、4つの保育園の民営化や38施設への指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用に努めたほか、新たな財源の確保策として、体育施設等へのネーミングライツの導入や市広報等への有料広告の掲載などにも取り組んだところです。

これらの取組により、本市の行財政改革は一定の成果を上げることができましたが、将来にわたって質の高いサービスを提供していくためには、より一層の簡素化・効率化に努め、強固で安定した財政基盤の確立が不可欠となります。

このため、これまでの行財政改革大綱の考え方を継承しながら、今後も、積極果敢に行財政改革に取り組んでいく必要があります。

2 本市を取り巻く環境

(1) 今日の社会経済環境

今日の経済情勢は、2008年秋以降の世界的な金融危機の影響を受け

て、急速に落ち込んだ景気が、一部で回復傾向にあるものの、雇用環境においては、失業率が高い水準で推移しており、依然として厳しい 状況にあります。

また、本格的な少子・高齢社会の到来や、これまで経験したことのない人口減少時代に突入するなど、社会構造の大きな転換期を迎えています。

(2) 地方を取り巻く環境

今日の地方財政は、景気の悪化に伴い地方税や地方交付税の原資で ある国税 5 税が減少する一方、社会保障関係経費の増加や公債費が高 い水準にあること等から、財源不足が恒常化しています。

また、減税の補てんや景気対策のための地方債の増発等により借入 金残高が急増するなど、ますます厳しい状況となっています。

こうした中、国では、住民に身近な行政は、地方自治体が自主的に担うとともに、地域住民が自らの責任と判断において諸課題に取り組むことができる社会への転換を目指し、地域主権戦略会議を設置し具体的な作業を進めています。

先般、基礎自治体への権限移譲やひも付き補助金の一括交付金化等 を盛り込んだ地域主権戦略大綱が策定されたところであり、今後、地 方分権改革の動きが一段と加速すると予想されます。

3 本市の財政状況

(1) 現在の状況

本市の財政は、景気の低迷による市税の落ち込みや、国の「三位一

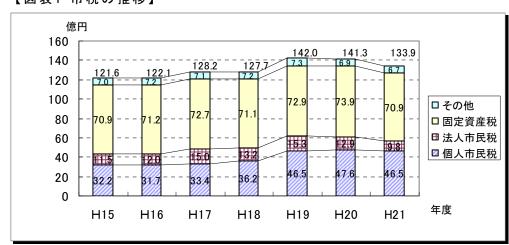
体の改革」による地方交付税の減額などにより、一般財源の確保は、 引き続き厳しい状況にあります。

一方で、総合計画に掲げられた諸施策を確実に推進する必要があることや、少子・高齢化の進行による扶助費や社会保障経費の増加、さらには、合併関連事業、学校施設整備など大型事業で借り入れた市債の元金償還に伴う公債費の増加などにより、財政構造の硬直化が進んでいます。

① 歳入の状況(普通会計)

(ア) 市税の推移

本市の税収は、平成19年度に、個人住民税の税源移譲により増加していますが、それ以降は、景気の悪化により減少しています。 平成22年度当初予算では、平成21年度決算額に比べて、約9億円少ない125億円となっています。

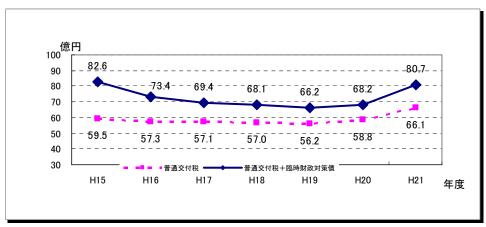


【図表1 市税の推移】

(イ) 普通交付税の推移

普通交付税と臨時財政対策債*の合計額は、平成16年度から実施された「三位一体の改革」により、減額が続いており、財政構造の硬直化の要因となっています。また、道路整備などに係る事業費補正係数が縮減されることから、今後のマイナス要因となることが予想されます。

なお、平成21年度は、国の経済対策や市税収入の落ち込みなど により増額となっています。



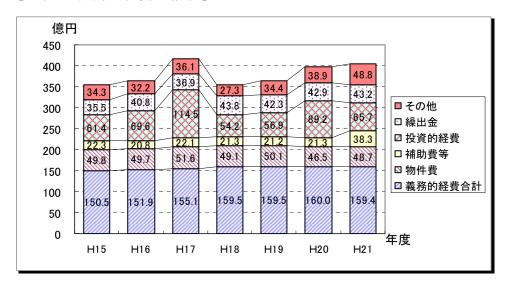
【図表2 普通交付税の推移】

② 歳出の状況(普通会計)

(ア) 性質別経費の推移

性質別では、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費や介護保険 事業などの特別会計への繰出金が増加しています。

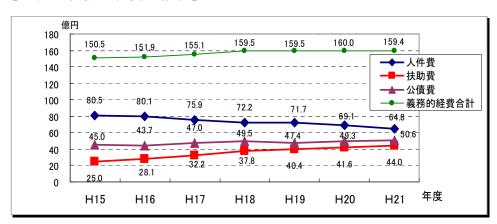
[※] 臨時財政対策債…地方交付税の財源不足を穴埋めする地方債(代替財源)



【図表3 性質別経費の推移】

(イ) 義務的経費の推移

義務的経費のうち、人件費は定員適正化計画に基づく職員数の見 直しにより減少しているものの、扶助費及び公債費は増加しており、 義務的経費全体では増加しています。



【図表4 義務的経費の推移】

③ 経常収支比率の推移(普通会計)

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標です。比率が低いほど、独自の施策に充てる財源が大きいことを示しますが、市においては、80パーセントを超えると弾力性を失いつつあるといわれています。本市では、一般財源総額の伸び悩みや義務的経費の増加により、高い水準で比率が上昇しています。

100 射水市 95 87.9 88.1 86.5 90 85 88.3 87.7 80 75 70 65 60 年度 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21

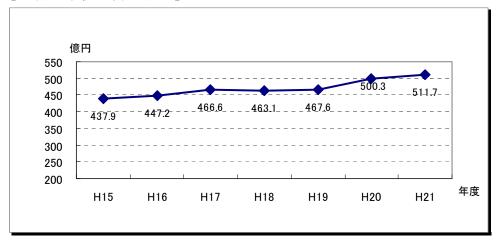
【図表5 経常収支比率の推移】

※ H16 以前の射水市の経常収支比率は、合併前市町村の加重平均値 としています。

④ 市債残高の状況 (普通会計)

市債残高は、合併前の平成16年度から平成21年度までの間で約65億円増加しています。

この要因としては、相次ぐ学校施設の整備や合併関連事業、その他の大型投資的事業の実施のほか、地方交付税の振替である臨時財政対策債の発行によるものです。



【図表6 市債残高の状況】

※ 各表の平成 15 年度及び 16 年度については、合併前 5 市町村の 合計決算額に関連一部事務組合の決算額を考慮した数値としています。

(2) 今後の財政に関する基本認識

現時点では、市町村合併に対する国の財政支援がありますが、今後、 その支援が終了すると、本市の財政状況は更に厳しい状況に置かれる ことが予想されます。

まず、平成27年度で、財源的に有利な地方債である合併特例債の 適用期限が終了します。次に、普通交付税についても、これまでは、 旧5市町村単位で算定した合計額が交付(合併算定替)されていまし たが、平成28年度から平成32年度までは段階的に縮減され、平成 33年度からは射水市の本来の規模で算定した交付税額(一本算定) が交付されることになります。

なお、一本算定額は合併算定替額より、おおむね19億円程度の減額になると見込まれます。

このため、合併特例期限であり、第2次行財政改革大綱の目標年度である平成27年度までに、本市の財政規模に見合った行財政基盤を確立する必要があります。

第3 行財政改革の基本姿勢

1 目指すべき方向性

これまで述べてきたように、今後の本市の行財政環境は、ますます 厳しい状況になるものと予想されます。

また、定員適正化計画に基づき職員数が年々減少していく中、効果的・効率的なサービスを提供していくためには、行政が本来果たすべき役割(守備範囲)を再考し、既存事業の民間分野への移行や地域等との協働によって、行政の直営分野を絞り込み、徹底したスリム化を図る必要があります。

このため、職員一人一人が危機意識を持ち、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、組織全体で行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

加えて、行財政改革の進展には、市民の信頼と理解が不可欠であり、 本市の財政状況や市政に関する情報の共有が大切です。

これらを踏まえ、本市では、最少の経費で最大の効果を上げるという、地方自治の基本原則に立ち返り、財政規律の堅持と創意工夫を生かした自主性・自律性の高い行政運営を進めていきます。

2 行財政改革の基本方針

第2次行財政改革大綱では、強固で安定した財政基盤の確立を基本 としながらも、決してマイナス志向に陥ることなく、成果を重視した 質の高い市民サービスの提供に努めていきます。

また、地方分権改革が進展する中、組織力の強化や市政に対する信頼性の向上といった点を強く意識しながら、次の4つの基本方針に沿

って行財政改革を進めます。

(1) 健全な財政運営の推進

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって安定した財政基盤を確立 するため、事務事業を総点検し、歳入に見合った歳出構造への転換を 図るなど、財政規律を堅持した健全な財政運営に努めます。

<取組項目>

- ① 事務事業の総点検
- ② 公共施設の見直し
- ③ 公営企業の経営健全化
- ④ 自主財源の確保及び創出

(2) 市民の目線に立った質の高いサービスの提供

社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市民の満足度を重視した質の高いサービスの提供に努めます。

<取組項目>

- ① 効果的な市民サービスの提供
- ② 電子市役所の推進
- ③ 市民との協働によるまちづくりの推進
- ④ 民間活力の更なる活用

(3) 地方分権に対応する組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に

対応するため、職員の能力向上や意識改革に取り組むなど、組織力の 向上に努めます。

<取組項目>

- ① 職員の能力向上及び意識改革
- ② 職員定数の見直し及び給与の適正化
- ③ 効率的な組織体制の構築

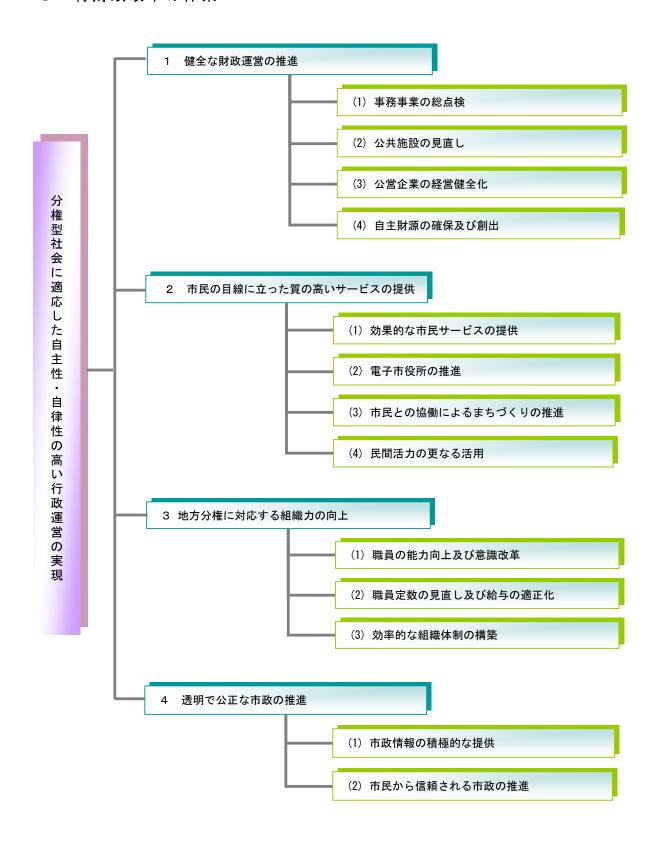
(4) 透明で公正な市政の推進

市の情報を積極的に公開し、透明性の高い市政運営を進めるとともに、法令等の遵守を徹底するなど、信頼される市政の推進に努めます。

<取組項目>

- ① 市政情報の積極的な提供
- ② 市民から信頼される市政の推進

3 行財政改革の体系



第4 行財政改革の推進方法

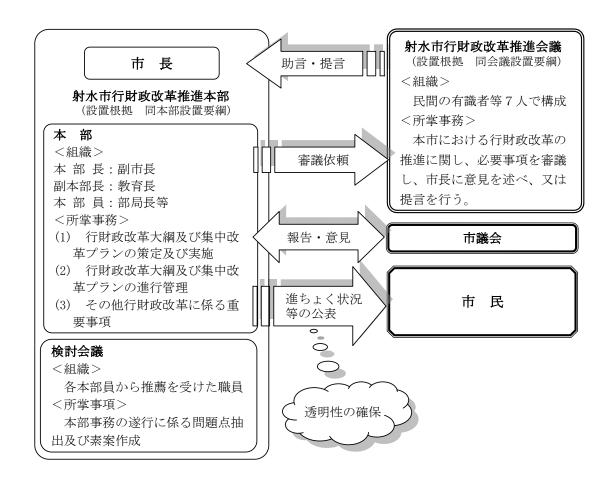
1 第2次集中改革プランの策定

第2次行財政改革大綱に掲げた取組を着実に実行するため、具体的な目標数値を盛り込んだ、新たな集中改革プランを策定します。

2 推進期間

第2次行財政改革大綱並びに第2次集中改革プランの推進期間は、 平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 推進体制



4 進行管理

集中改革プランに実効性を持たせるため、行財政改革推進本部において進行管理を行います。

進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化などに 的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。

なお、毎年度の進ちょく状況や成果については、行財政改革推進会 議並びに市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや 広報を活用し、市民に対し積極的に公表していきます。